



# 目次

---

はじめに	1	研究活動拠点・機関	16
IGESの概要	3	サテライトオフィスの活動	16
2014年度 ― 研究活動のハイライト	4	国内拠点の活動	20
気候変動とエネルギー領域	6	政府間プログラム・ネットワーク等との連携	21
持続可能な消費と生産領域	8	戦略オペレーション	24
自然資源・生態系サービス領域	10	資料編	27
グリーン経済領域	12	財務諸表	28
持続可能な社会のための政策統合領域	14	財団概要	30
		定款	32

## はじめに



理事長 浜中 裕徳

**“深刻化する気候変動への対応、そして持続可能な開発を効果的に進めるためには、低炭素で持続可能な社会の構築という大きな試みが必要です。”**

公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES) は、1998年に日本政府のイニシアティブと神奈川県との支援により設立された国際研究機関です。

現在、国際社会では、2020年以降の新たな気候変動枠組み合意を目指した交渉が本格化しています。2014年に公表された気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第5次評価報告書 (統合報告書) は、気候変動がいかに重大な問題であり、気候リスクへの対応が急務であることを科学的根拠に基づき明らかにしました。国連気候サミットでの政治的機運の高まりをはじめ、2015年末のCOP21での合意を目指した各国、そして様々なステークホルダーの取り組みが世界的に加速しています。一方で、ミレニアム開発目標の達成期限である2015年以降の新たな世界目標についても、17の持続可能な開発目標 (SDGs) の目標案と、169の付随するターゲット案が提案されるなど、2015年末の合意を目指した議論が進められています。

IGESが研究対象とするアジア太平洋地域では、経済発展著しい国々からの温室効果ガス排出量が増加する一方、特に貧しい国々や地域が気候変動の影響を顕著に受けています。深刻化する気候変動への対応、そして持続可能な開発を効果的に進めるためには、低炭素で持続可能な社会の構築という大きな試みが必要です。IGESは、各国政府、地方自治体、国際機関、研究機関、企業、NGOそして市民の皆様との連携をさらに深めながら、ダイナミックに進展する世界の動向を反映した実践的な政策研究を進め、戦略的な政策提言を通じて、低炭素で持続可能な社会の実現に資する政策の形成を促していきたいと考えます。

今後とも、IGESの研究活動に対しまして、変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



所長 森 秀行

## “アジア太平洋地域のニーズに即した実践的な研究をもとに、政策形成や国際的な議論へのインパクト強化を目指しています。”

IGESは、2013年度より第6期統合的戦略研究計画を開始し、「気候変動とエネルギー」、「持続可能な消費と生産」、「自然資源・生態系サービス」、「グリーン経済」、「ビジネスと環境」、「持続可能な社会のための政策統合」、「持続可能な都市」の7つの分野に焦点を当てた研究活動を実施しています。

2014年度は、研究成果をもとに、国内外の政策や国際的な議論へのインパクト（影響力）を具体的な形で示すことができました。その中でも、IGESがかねてから提案していた世代間資産移転促進により低炭素化設備の普及を促進する「緑の贈与」の仕組みが、2015年度税制改正大綱にエコ住宅普及のための贈与税の非課税措置として盛り込まれました。また、2020年以降の気候変動枠組み合意、そして2015年以降の開発アジェンダにおける新たなグローバル開発目標「持続可能な開発目標（SDGs）」の策定に向けた交渉・議論が活発化する中、IGESはインパクト形成への新たな試みとして、気候変動及びSDGsに関する分野横断的研究プロジェクトを2014年度に開始しました。国際交渉等の重要な節目に向けたペーパー、コメントリーの発表やパートナー機関との共同研究等を通じて、IGESの知見や提言を積極的に発信しているところです。

また、2014年度には、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）技術支援機関、及び国連環境計画（UNEP）との合意に基づきUNEP環境技術連携センターをIGES内に設置したほか、横浜市等と協力協定を新たに締結するなど研究ネットワークの一層の強化・拡充を図りました。

今後も、アジア太平洋地域のニーズに即した実践的な研究をもとに政策形成へのインパクト強化を図り、低炭素で持続可能な社会への移行に向けた取り組みを進めていきます。

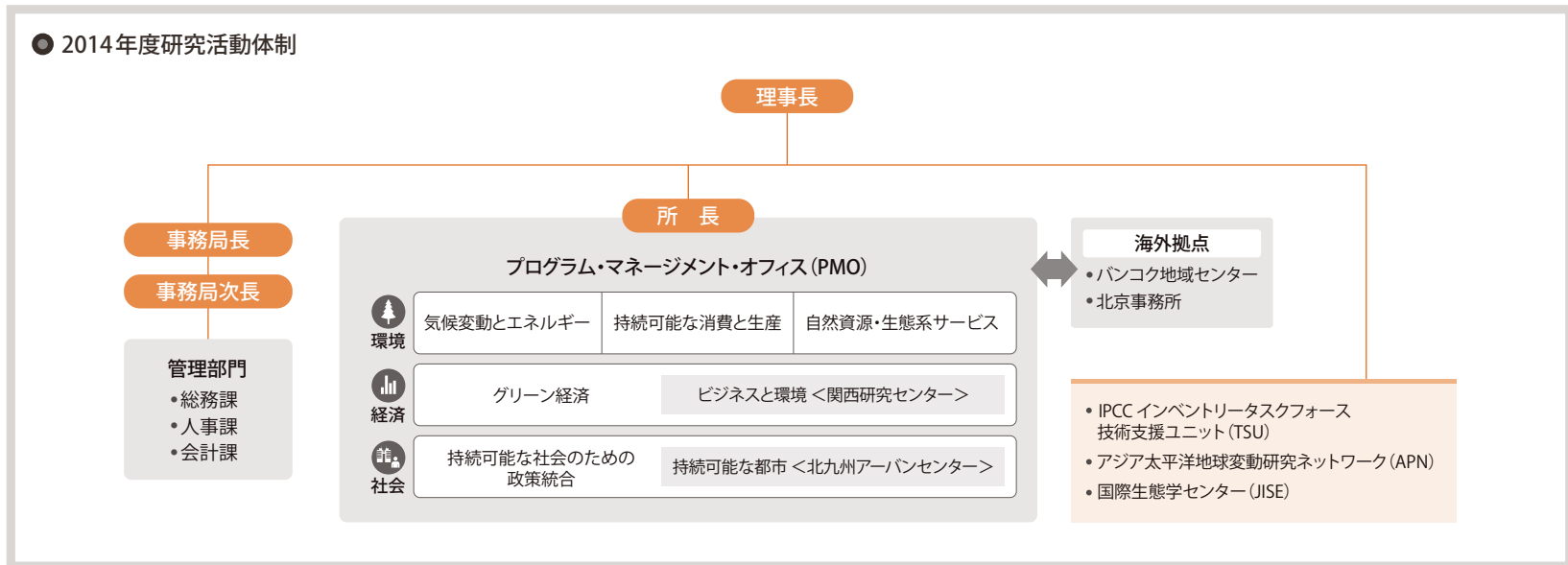
# IGESの概要

## IGESが目指すもの

急速な経済発展に伴い環境問題が深刻化するアジア太平洋地域では、環境と開発の両立が喫緊の課題となっており、低炭素型で持続可能な開発への道筋を示すことが求められています。IGESは、国際機関・各国政府・地方自治体・研究機関・企業・NGO等の多様なステークホルダー（関係者）と協力しながら、持続可能な開発を実現するための戦略を立て、アジア太平洋地域のニーズに基づいた政策形成に貢献していきます。

## 研究活動

2014年度は、第6期統合的戦略研究計画（2013年4月～）に基づき、持続可能な開発の3つの側面である「環境」「経済」「社会」の観点から現在アジア太平洋地域で顕在化しつつある問題を明らかにし、課題解決型の政策研究を進めました。また、国内外の研究拠点や政府間プログラム・ネットワーク等との連携を通じて幅広い研究活動を行いました。



# 2014年度—研究活動のハイライト

## 「気候変動」と「持続可能な開発目標 (SDGs)」をテーマにフラッグシップ研究を開始

現在、国際社会では、2020年以降の気候変動枠組み合意、そして2015年以降の開発アジェンダにおける新たなグローバル開発目標「持続可能な開発目標 (SDGs)」の策定に向けた交渉・議論が活発化しています。こうした動向を踏まえ、IGESは気候変動とSDGsをテーマに分野横断的なフラッグシップ研究プロジェクトを立ち上げました。気候変動に関するプロジェクトでは、ポスト2020年を見据えた国際交渉、各国動向、途上国が気候変動への取り組みを強化する上での実施手段 (気候資金、技術移転等) をテーマに分析を実施しました。SDGsに関するプロジェクト「Aspiration to Action」では、開発目標の実施手段 (MOI) に焦点を当て、水、エネルギー、森林、教育等の分野における主要なMOIを検証しました。いずれのプロジェクトにおいても、研究成果をタイムリーに発信することで、実際の交渉・議論に対するインパクト形成に繋がりました。また、特に国内の幅広い層を対象とした一般向けの解説シリーズや特集サイトを充実させ、幅広く理解を促す取り組みも進めました。

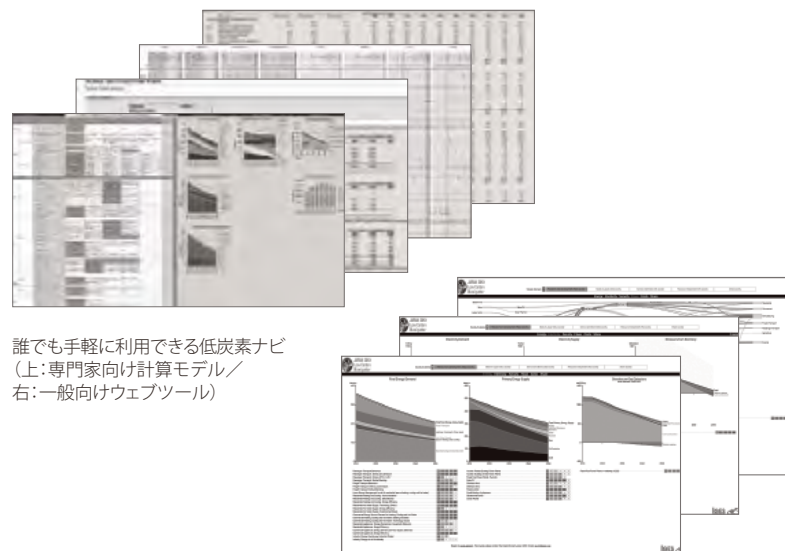


SDGs特集サイトを開設

## 「2050低炭素ナビ」を開発

～低炭素社会に向けた日本の選択肢を考える分析ツール～

IGESと国立環境研究所 (NIES) は、2050年までの日本の低炭素社会に向けたエネルギーシナリオと関連する影響をシミュレーションする「日本版2050パスウェイ・カリキュレーター (通称:2050 低炭素ナビ)」を共同で開発し、2014年7月に公開しました。2050パスウェイ・カリキュレーターは、2010年に英国エネルギー・気候変動省によって開発された、長期低炭素社会シナリオの検討を行うための分析ツールです。日本版は、英国版オリジナルの枠組みをもとに、エネルギー資源とエネルギー供給ミックス・産業部門・技術仕様・社会経



誰でも手軽に利用できる低炭素ナビ  
(上: 専門家向け計算モデル / 右: 一般向けウェブツール)

済指標データ等、日本の状況を反映して開発されました。様々なエネルギー政策や温暖化対策のあり方・組み合わせ方を考える「2050 低炭素ナビ」が、低炭素社会に向けた日本の選択肢を考える分析ツールとして広く活用されることが期待されています。



公開シンポジウムにて2050低炭素ナビを発表

## IGES提案の「緑の贈与」が2015年度税制改正大綱に

IGESが提案していた世代間資産移転促進により低炭素化設備の普及を促進する「緑の贈与」の仕組みが、平成27年度税制改正大綱に盛り込まれました。「緑の贈与」では、祖父母から子・孫の世帯へ太陽光発電や高効率給湯器等を設置する資金を贈与した場合、一定の条件を満たす場合に贈与税が非課税となります。緑の贈与を活用すれば、祖父母にとっては、地球環境に貢献する有意義な贈与ができ、低炭素化設備を設置した子・孫の世帯では、光熱費の削減や太陽光発電の売電利益などが得られるため、Win-Winの構図が生まれます。また、低炭素化設備の設置工事等を通じて、機器・部品メーカー、工務店等にビジネスチャンスをもたらし、経済活性化や地方創生にも貢献することが期待されます。

## 「持続可能なライフスタイルと教育」を推進する中心的機関に

2012年の国連持続可能な開発会議（リオ+20）で採択された「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組」を構成するプログラムのひとつである国連「持続可能なライフスタイルと教育プログラム」が2014年11月に正式発足しました。IGESは、共同リード機関である環境省をサポートするとともに、マ

ルチステークホルダー諮問委員会の一員として、プログラムの運営全般の支援のほか、グローバル・地域・各国レベルでの各種プロジェクトを進めるなど、持続可能なライフスタイルと教育を推進する主要な役割を担うことになりました。



「持続可能なライフスタイルと教育プログラム」発足イベント

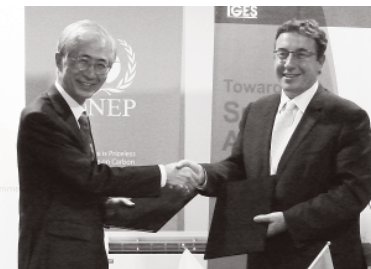
## 研究協力・連携を強化

アジア太平洋地域における持続可能な開発に関する研究協力や政府・自治体との協力・連携強化に向けた協定を以下の機関と新たに締結しました。

締結	機関
2014年7月	韓国環境政策・評価研究院 (KEI) 「気候変動適応分野の研究協力」
2014年12月	国連環境計画 (UNEP) 「IGES-UNEP 環境技術連携センターの設置」
2015年2月	ネパール森林土壌保全省 「自然資源管理政策・ガバナンスに関する協力」
2015年3月	横浜市 「Y-PORT センターを通じた新興国の都市問題解決に向けた連携・協力」



横浜市との締結式



UNEPと環境技術連携センターの設置で合意

研究活動のハイライト

## 気候変動とエネルギー領域

### 第6期の研究概要

アジア太平洋地域における持続可能な低炭素型社会の実現に向けて戦略研究を実施し、気候変動に係わる国際・地域・国レベルでの制度・政策に対して提言を行います。

### 2014年度の主な活動

#### 国際気候変動枠組み

国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第21回締約国会議 (COP21) での2020年以降の新たな気候変動枠組み合意に向けた交渉が本格化しています。IGESでは、2020年以降の枠組みにおける法形式、衡平性・約束の差別化、緩和野心度の引き上げ、2020年以前の枠組みでの各国の自主的な約束草案 (INDC)、途上国における適切な緩和行動 (NAMA)、測定・報告・検証 (MRV)、気候資金等を検証し、UNFCCC 補助機関会合や2014年12月にペルー・リマで開催されたCOP20といったUNFCCCの交渉プロセスでのサイドイベント等を通じて、研究成果の発表と政策提言を行いました。



UNFCCC 補助機関会合でのIGESサイドイベント



日中政策研究ワークショップ

#### エネルギー政策／気候政策に係わるモデル分析

持続可能なエネルギー需給システムの構築に向けて、2050年までの中長期のエネルギー・気候シナリオ分析、及び日本の鉄鋼部門の省エネ・CO<sub>2</sub>排出削減ポテンシャル分析を実施しました。

#### 低炭素社会の構築に向けた能力開発

優れた技術・システム・インフラや資金を日本が途上国に提供して温室効果ガス排出削減を行い、その削減量の一部を日本の削減として計上する「二国間クレジット制度 (JCM)」について、JCMやJCMプロジェクトの測定・報告・検証 (MRV) に関する能力開発を実施しました。JCMの仕組みや実施マニュアルを分かり易くまとめたチャート形式の冊子をベトナム語で作成したほか、全JCM署名国で活用可能な研修マニュアルを開発しました。また、2015年3月にはJCM署名国の最新動向やJCM事業の進捗・成果を報告する公開セミナーを東京で開催しました。



JCMに関する能力開発  
上/モンゴル 右/ラオス



Bangladesh環境局と  
JCMに関する協力協定を締結





## 気候資金

気候変動分野における途上国間の協力（南南協力）や気候資金を通じた支援に関する研究を実施したほか、気候変動枠組み交渉における資金議題の動向を分析しました。COP20では、経済協力開発機構（OECD）とサイドイベント「気候資金動員のための国内政策の役割」を開催し、気候資金動員における国内政策の役割やグリーン投資枠組みについて、研究成果をもとに議論を行いました。



COP20でのIGESサイドイベント

## 市場メカニズム

温室効果ガスの効果的な排出削減を目指し、アジア各国で市場メカニズムの制度設計支援を行いました。市場メカニズムに関するルールやデータベースの整備、温室効果ガス排出削減量の算定・検証のための手法やガイドブックの開発、市場メカニズムに関する政策研究等を実施し、NFMCC事務局及びアジア開発銀行（ADB）等との協力の下、これらの知見をアジア太平洋地域の幅広いステークホルダーに向けて提供しました。

## アジア低炭素戦略

アジア太平洋地域のグリーン成長につながる日本の環境政策や低炭素技術に焦点を当て、政府・地方自治体・企業・研究機関との連携の下、二国間クレジット制度（JCM）等を活用した都市レベルでの低炭素開発を目指した研究活動を進めました。2015年3月にはアジア太平洋各国から大臣級を含む政策担当者とともに低炭素社会に向けた課題を議論する「アジア・リーダーシップ・プログラム」をアジア開発銀行（ADB）、環境省他と開催しました。また、同月に横浜市と連携協定を締結し、横浜市が企業やアジア都市間ネットワーク（CITYNET）の参画により構築するY-PORTセンターにIGESも加わり、アジア新興国における低炭素社会の実現に向けた活動に取り組むこととなりました。

## 気候変動に関する総合情報サイト「IGES Climate」をオープン

ポスト2020年を見据えた国際交渉、気候・エネルギー政策等に関するIGESの研究活動・イベントや出版物の紹介、IGES研究員によるコラム等を通じて、気候変動政策の最新情報を提供する気候変動総合サイト「IGES Climate」をオープンしました。



## 主な出版物

- 世界資源研究所／IGESワーキング・ペーパー「GHG Mitigation in Japan: An Overview of the Current Policy Landscape」
- イシュー・ブリーフ「求められる京都メカニズムの評価」
- イシュー・ブリーフ「ベトナムの気候変動緩和策の現状と今後の課題」
- ワーキング・ペーパー・シリーズ
  - 「カーボン・バジェット・アプローチに基づく日本の中長期的な温室効果ガス排出経路」
  - 「Towards Ambitious INDCs: Linking Research and Policymaking」
  - 「Finance for the International Transfer of Climate Change Mitigation Technologies」
  - 「米国における火力発電設備に対するGHG排出規制導入の最新動向と国際社会の役割」
  - 「2020年以降の気候変動対策に関する米中合意目標の評価」
- 気候政策／国際交渉の最新動向を発信するニュースレター「クライメート・エッジ」

研究活動のハイライト

## 持続可能な消費と生産領域

### 第6期の研究概要

都市における環境上適正な廃棄物管理、アジア全体を視野に入れた効果的なリサイクルシステムの構築、資源生産性の向上等を含む、持続可能な消費と生産の視点から政策分析を実施し、ライフスタイルの変化を促す政策提言を行います。

### 2014年度の主な活動

#### 持続可能な消費と生産／ライフスタイルへの移行

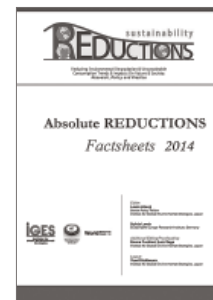
持続可能な消費と生産パターンへの変化を促す効果的なアプローチについて研究活動を展開し、持続可能な消費と生産に関する国際研究フォーラム及びヴツ



「持続可能なライフスタイルと教育プログラム」発足イベント



パータール気候・環境・エネルギー研究所(ドイツ)、テラス研究所(米国)、ヨーロッパ持続可能性調査研究所(SERI)等の世界の研究機関と持続不可能な消費と非効率的な資源利用の削減に関する国際共同研究(REDUCTIONプロジェクト)を進めました。2014年10月にペルー・アレキパで開催された世界資源フォーラムにおいてREDUCTIONプロジェクトに関する特別セッションを開催したほか、省資源・省エネルギー型の持続可能な社会経済システムへの移行を目指した削減事例のファクトシート集を発表しました。また、REDUCTIONプロジェクトの成果及び提言をまとめたJournal of Cleaner Productionの特集号が2015年に出版されることになりました。



REDUCTIONプロジェクトのファクトシート集

また、2012年の国連持続可能な開発会議(リオ+20)で採択された「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組」の一環として、「持続可能なライフスタイルと教育プログラム」が2014年11月に正式発足しました。先進国・途上国を問わず社会の消費・生産パターンを資源効率性の高い低炭素で持続可能なものに変革することを目指す取り組みで、IGESが共同リード機関である環境省を支援するとともに、マルチステークホルダー諮問委員会の一員として、プログラムの運営全般の支援や、グローバル・地域・各国レベルでの持続可能なライフスタイルの実現に向けて行われる各種プロジェクトを担うことになりました。

## 資源循環・統合的廃棄物管理

アジア太平洋地域では、資源循環と統合的廃棄物管理に関する政策形成が段階的に進んでおり、政策実施の改善が喫緊の課題となっています。IGESでは、途上国のニーズに即した政策指標や評価手法の開発、3R(廃



気候と大気浄化のコアリション運営会合

棄物の発生抑制、再使用、再資源化)政策との関連性、気候変動と廃棄物管理の改善との連環等に焦点を当てた研究活動を実施し、アジア太平洋3R推進フォーラムや国連環境計画(UNEP)国際資源パネル、気候と大気浄化のコアリション等、国際的なパートナーシップへの積極的な参画を通して、研究成果を効果的かつタイムリーに発信しました。アジア太平洋地域での3R推進につい

ては、地域の知識基盤構築を目指してアジア太平洋3R白書プロジェクトを新たに提案・実施しました。

また、拡大生産者責任(EPR)に関する研究を進め、経済協力開発機構(OECD)



アジア太平洋3R白書プロジェクト会合

のグローバル・フォーラム等で知見を発表したほか、OECDの2001年のEPRガイダンスマニュアルのアップデートに貢献しています。

### IGES-UNEP環境技術連携センターを設置

IGES-UNEP環境技術連携センター(IGES Centre Collaborating with UNEP on Environmental Technologies)が2015年3月にIGES本部内に設置されました。

UNEP国際環境技術センター(IETC)への支援のほか、気候問題と廃棄物管理改善との共通便益を通じた途上国の廃棄物管理改善に貢献していきます。具体的には、IGESの専門性を活かし、カンボジア、ネパール、ミャンマーを対象とした国・都市レベルの統合的な廃棄物対策戦略・行動計画の策定及びパイロット事業を実施するほか、廃棄物管理ツール・ガイドラインや、廃棄物管理に関するカリキュラムの開発支援を行う予定です。

## 主な出版物

- 「Absolute REDUCTIONS Factsheets 2014」
- ディスカッション・ペーパー「Addressing Climate Change through Actions Targeting Lifestyles」
- 「Waste Reduction and Recycling Initiatives in Japanese Cities, Lessons from Yokohama and Kamakura」(Waste Management and Research, SAGE)
- 「Recycling Rate and Target Setting: Challenges for Standardized Measurement」(Journal of Material Cycles and Waste Management, SAGE)
- 「Assessing the Climate Co-benefits from Waste Electrical and Electronic Equipment (WEEE) Recycling in Japan」(Journal of Cleaner Production, Elsevier)

研究活動のハイライト

## 自然資源・生態系サービス領域

### 第6期の研究概要

森林保全、気候変動への適応、水資源管理及び生物多様性保全に焦点を当て、アジア太平洋地域の自然資源の保全と持続可能な利用を推進する統合的自然資源管理に関する問題解決型の研究活動を実施しています。

### 2014年度の主な活動

#### 森林保全

REDD+（途上国における森林減少・劣化による排出削減、森林炭素蓄積の強化）について、地域の参加とグッドガバナンスに焦点を当てながら研究を実施しました。IGESが実地調査をもとにとりまとめた地域住民参加型の森林炭素計測マニュアルは、アジア太平洋諸国で活用されています（2014年度に約2万回ダウンロード）。また、2014年10月にはREDD+に関する公開セミナーを東京で開催し、地域住民が地域の森林管理を通じてグローバルな環境問題に



住民参加型の森林炭素計測（バブアニューギニア）

どのように取り組むことができるのかについて議論を行いました。COP20の期間中にペルー・リマにてイギリスの研究機関と地域住民参加型の森林炭素計測に関するワークショップを開催し、研究成果を報告しました。また、IGESは合法的かつ持続可能な木

材貿易を推進している国際NGOで構成されるパートナーシップ「アジアにおける責任ある林業及び木材貿易（RAFT）」に参画しており、RAFTを通じて責任ある木材貿易のガイダンスに関する分析研究を行いました。



REDD+に関する公開セミナー

#### 気候変動への適応

アジア太平洋地域の途上国における国・地域レベルでの適応策主流化に向けて、適応効果指標の研究、脆弱性評価、リスク保険、気候変動への家計のレジリエンス（対応力）におけるマイクロファイナンスの役割、適応と災害リスク

削減イニシアティブの相乗作用等、幅広いテーマについて研究を実施しました。また、適応と緩和の統合をテーマに、土地利用計画の改善に焦点を当て、フィリピンの複数の都市を含む河川流域を対象にパイロット研究を現地自治体及び大学と実施しました。さらに、アジア太平洋適応ネットワーク (APAN) や低炭素社会国際研究ネットワーク (LCS-RNet) 等の国際的なネットワークとの協力・連携を深め、知見や情報の共有を図りました。

### 水資源管理

統合的水資源管理の一環として、アジア各国で関心の高い持続可能な排水管理をテーマに、適正処理の促進、及び処理排水の再利用について研究を実施したほか、水におけるセクターの競合に関する水ガバナンスの研究を進めました。研究から得られた知見を国際ネットワーク (アジア水環境パートナーシップ、アジア太平洋適応ネットワーク等) を通じて発信するとともに、アジア水環境パートナーシップの事務局として、アジア 13 カ国の政策立案者とともにアジアの水環境ガバナンス向上に向けた議論を進めました。



アジア水環境パートナーシップ年次会合

### 生物多様性及び生態系サービスの保全

生物多様性及び生態系サービスに関する政策・調査研究を広範に実施しました。具体的には、持続的な資源利用に基づく自然共生社会の構築 (SATOYAMA イニシアティブ)、生物多様性及び生態系サービスの定量・経済価値評価、生物多様性オフセット制度、ビジネスと生物多様性等の研究を進めました。また、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES) の「アジア・オセアニア地域における生物多様性及び生態系サービスのアセスメント」報告書作成を支援する機能 (技術支援機関) を 2015 年度より担うことが決定しました。

### 主な出版物

- ポリシー・ブリーフ「Placing Water at the Core of the Sustainable Development Goals (SDGs): Why an Integrated Perspective is Needed」
- リサーチ・レポート「Unveiling Nature's Gifts: Measuring and Visualising Ecosystem Services」
- リサーチ・レポート「Effectiveness of Insurance for Disaster Risk Reduction and Climate Change Adaptation: Challenges and Opportunities」
- リサーチ・レポート「Climate Change, Changing Rainfall and Increasing Water Scarcity: An Integrated Approach for Planning Adaptation and Building Resilience of Smallholder Subsistence Livelihoods in Nepal」
- パプアニューギニアの住民参加型森林管理に関するビデオ・シリーズ「Community-based Forest Monitoring in Papua New Guinea」

研究活動のハイライト

## グリーン経済領域

### 第6期の研究概要

グリーンで包含的な経済へ移行するためには、グリーン雇用を創出し、官民投資をグリーン化し、低炭素で資源節約的な技術を採用し、自然資本を保全するとともに、人間の福利の向上と貧困の根絶を可能にするグリーン成長への道程を、開発途上国が実践する必要があります。本研究領域では、低炭素やグリーン経済政策の評価に関する知見と分析ツールの提供を目指します。

### 2014年度の主な活動

#### グリーン経済への移行

アジア太平洋地域においてグリーン経済への移行を支援する定量的政策研究を進めました。具体的には、持続可能な資源利用や幸福度指標、生態系



持続可能性・幸福度の指標をテーマに研究成果を発表

サービスの定量化と評価、水・エネルギー・気候連環等の持続可能性に関する課題に向けて、最適成長型動学や産業連関分析、計量経済や地理情報システムといった様々なモデルテクニックを応用しました。2015年1月と3月に持続可能な資源

利用や持続可能性及び幸福度指標をテーマに公開シンポジウムを東京で開催し、研究成果発表とパネル討論を行いました。

#### グリーン投資とグリーン雇用

投資をグリーン化し、グリーンかつ適正な雇用を創出することは、開発途上国が低炭素で資源節約的な発展を達成する上で重要です。グリーン経済に関する行動のためのパートナーシップ (PAGE: Partnership for Action on Green Economy) の政策プロセスの下、国連環境計画 (UNEP) の中核的研究拠点のひとつとして、アフリカ諸国のグリーン経済への移行に関する国家戦略や政策を支援するUNEPグリーン経済評価報告書に貢献しました。また、国際労働機関 (ILO) アジア太平洋地域オフィスのアジア太平洋グリーン雇用プロジェクト及びグリーン雇用評価機関ネットワーク (GAIN: Green Jobs Assessment Institutions Network) に参画し、グリーン雇用評価研究に貢献しました。

#### グリーン経済への移行に向けた企業のイニシアティブ

意欲的な気候変動政策の導入における企業の役割をテーマに、IGESが事務局を務める先進企業のネットワークである日本気候リーダーズ・パートナーシップ (Japan-CLP) 等との連携を通じ、企業の視点を踏まえたグリーン経済の実現に資する提言及び関連する活動を実施しました。2014年11月には、Japan-CLP主催の公開シンポジウムを通じて、米国における産業界への気候リスク評価事業「Risky Business」や、気候変動対策と経済成長が両立することを示す調査事業「New Climate Economy」等世界の最新動向を紹介し、日本

の目指すべき方向について議論を行いました。また、IGESが提案していた世代間資産移転促進により低炭素化設備の普及を促進する「緑の贈与」の仕組みが、2015年度税制改正大綱に盛り込まれました。これにより、住宅の新築・取得・増改築等に併せて行う低炭素化設備（太陽光発電設備、高効率給湯器等）の設置のために贈与を受ける資金が、一定の条件を満たす場合に贈与税の非課税措置の適用を受けることになりました。



企業リーダーと世界銀行グループの対話：  
グリーン経済への移行に必要な政策を議論

## 主な出版物

- リサーチ・レポート「Unveiling Nature's Gifts: Measuring and Visualising Ecosystem Services」
- リサーチ・レポート「Japan 2050 Low Carbon Navigator: Overview and Trajectory Setting」
- 「Addressing the Inequality Issue under Border Carbon Adjustment」  
（「Environmental Taxation and Green Fiscal Reform: Theory and Impact」所収、Edward Elgar刊）
- 「新しい気候経済統合報告書（経済と気候に関するグローバル委員会）」  
日本語版

### 日本版2050パスウェイ・カリキュレーター（2050低炭素ナビ）を公開

IGESは、国立環境研究所（NIES）とともに開発した「日本版2050パスウェイ・カリキュレーター（通称：2050低炭素ナビ）」を2014年7月に公開しました。「2050低炭素ナビ」は専門家向けの詳細分析版（エクセル表計算モデル）のほか、結果を素早く表示する一般向けの簡易版（ウェブツール）も備えており、企業や学生、一般市民が手軽に利用できることがポイントです。2050年までの日本の低炭素社会に向けたエネルギーシナリオと関連する影響をシミュレーションするツールとして活用が期待されています。また、IGESでは「2050低炭素ナビ」の大学での活用に向けた検討を行うとともに、都市レベルでのツールの開発を進めています。



持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム（ISAP）で2050低炭素ナビを公開



2050低炭素ナビ国際会議（台北）で各国版の専門家と連携

研究活動のハイライト

## 持続可能な社会のための政策統合領域

### 第6期の研究概要

2015年以降の開発アジェンダ、教育システム、気候変動・大気汚染対策、都市計画をテーマとした課題解決型の政策研究を実施し、主要な政策形成プロセスにおける持続可能性の主流化を通して持続可能な社会への移行を目指します。

### 2014年度の主な活動

#### 2015年以降の開発アジェンダ／持続可能な開発目標 (SDGs)

2015年に期限を迎えるミレニアム開発目標 (MDGs) に代わる新たな開発目標として、経済・環境・社会へのバランスある対応を重視する持続可能な開発目標 (SDGs) の策定に向けた議論が進められています。IGESでは、Independent Research Forum (IRF) 等のパートナー機関等と協力し、野心的でありつつも実践的なポスト2015年開発アジェンダの策定に向けた研究活動を実施しました。2014年度には全所をあげてSDGsに関する分野横断研究プロジェクト「Aspiration to Action」を新たに開始し、SDGsに関する動向分析や開発目標・ターゲットの効果的な実施における障害・成功要因を検証し、IGESホームページ上のSDGsポータルサイトやポリシー・ブリーフ、ディスカッション・ペーパー等を通じて研究成果や政策提言をタイムリーに発信しました。

#### 持続可能性のための学習と教育

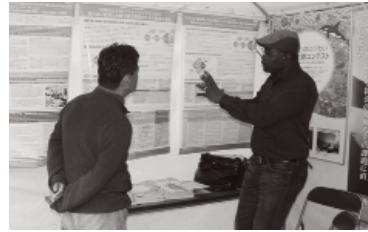
持続可能な開発のための教育 (ESD) に関する研究、政策支援及び能力開発を通じて「国連ESDの10年」に貢献しており、2014年11月に名古屋で開催されたESDに関するユネスコ世界会議では、国連モニタリング・評価専門家グループ及び国連欧州経済委員会とモニタリング・評価に関するワークショップを開催し、今後の方向性について提言をまとめました。また、2012年の国連持続可能な開発会議 (リオ+20) で採択された「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組」を



ESDに関するユネスコ世界会議でのIGESワークショップ



構成するプログラムのひとつである国連「持続可能なライフスタイルと教育プログラム」が2014年11月に正式発足し、IGESがマルチステークホルダー諮問委員会の一員として関与していくことになりました。



ESD交流フェスタで研究活動を紹介

### コベネフィット

気候変動と開発への統合的な取り組みを通じたコベネフィット（共通便益）の実現に向けた研究活動を実施しました。具体的には、ブラックカーボン等の短寿命気候汚染物質（SLCPs）の削減による気候コベネフィット、主要な産業部門における大気・水・廃棄物汚染物質の削減と温室効果ガス排出緩和による環境コベネフィット、アジア途上国の女性にカーボンファイナンスを提供することで確保し得る開発コベネフィットについて分析を行い、アジア・コベネ

フィット・パートナーシップが企画した国際的な政策対話を通じて研究成果を発信しました。2014年11月にスリランカ・コロomboで



ベター・エア・クオリティでSLCPs削減対策に関する研究成果を発表

開催された大気質に関するアジア最大の会合「ベター・エア・クオリティ」では、SLCPs削減対策に関する研究成果等を発表しました。

### 低炭素社会に向けたライフスタイル変換とエネルギー消費

アジアのエネルギー、交通、建物の各部門に焦点を当て、持続可能な都市を実現する手法やガバナンス改革について研究を実施しました。また、低炭素技術移転事業の実施主体の参考として、アジア90都市の経済・財政、都市計画、国際的な開発事業・支援、ネットワークの参加経験等の詳細情報を網羅した都市データベースを開発・公開しました。

### 主な出版物

- ポリシー・ブリーフ「Designing and Implementing an Energy Goal: Delivering Multi-benefits for Sustainable Development」
- ポリシー・レポート「The Role of Governments in Education for Sustainable Consumption II: Strengthening Capacity for Effective Implementation in Malaysia, Philippines, and Thailand」
- ディスカッション・ペーパー「SDGsに関する国際動向：オープン・ワーキング・グループ（OWG）における各国ポジションの整理」
- ディスカッション・ペーパー「A Quantitative Analysis of the Effect of Governance on the Millennium Development Goals (MDGs): Implications for the Post-2015 Development Agenda」
- ワーキング・ペーパー「Governing Sustainable Transport in Indonesia」
- アジア開発銀行ポリシー・ブリーフ「Effective. Efficient. Equitable. Making Climate Finance Work for Women」
- 小島嶼国連合（AOSIS）報告書「Tackling the Challenge of Climate Change: A New-term Actionable Mitigation Agenda」

# 研究活動拠点・機関

## サテライトオフィスの活動

### ● 関西研究センター

関西研究センターでは、「ビジネスと環境」をテーマに、特に環境・省エネ対策を促進する企業等の民間セクターの行動に焦点を当てた研究を実施しています。具体的には、対象国や地元自治体と連携しながら企業の炭素パフォーマンスを政策的に分析するとともに、発展途上国への低炭素技術の移転促進及び普及を通じて、アジアにおいて持続可能なビジネスを促す戦略策定に向けた提言を行っています。

### 低炭素技術の国際的な移転・普及

インド・エネルギー資源研究所 (TERI) と 2013 年度まで実施した日本の民間企業が持つ省エネ・低炭素技術をインドの中小企業に適用する共同研究の成果をもとに、導入された技術が継続的かつ的確に運営されているかを確認するために、パイロットプロジェクトの実施場所において、モニタリング、キャパシティービルディング等についてフォローアップ活動を実施しました。加えて、



日本の低炭素技術適用に関する実現可能性 (FS) 調査 (左:インド 右:ベトナム)

実現可能性 (FS) 調査については、インド国内での幅広いクラスターレベルにおいてこれらの技術を普及することを目的とし、インド国内の新しい研究調査候補地において普及啓発活動等を実施しました。さらにベトナム、タイにおける同様の研究事業実施を通して、他のアジア諸国への拡大も目指しています。研究成果を ISAP2014 (2014年7月横浜)、UNESCAP 主催フォーラム (2014年10月ソウル)、DSDS2015 (2015年2月デリー)、ECCJ ワークショップ (2015年2月デリー) 等で発表したほか、多くのメディアを通じての普及も試みました。

### 低炭素技術の普及に向けた政策

低炭素技術の革新・普及促進に向けたビジネスイニシアティブ及び政策方法、特に、経済政策 (炭素税、排出量取引制度等) に関して、過去の実績にもとづいた研究を実施しました。北東アジアの3か国 (日本、中国、韓国) を対象に調査を実施し、様々な政策状況下での低炭素技術の普及曲線をモデル化し、低炭素技術の温室効果ガス排出緩和についての考察はより一層進展したものとなりました。

### 炭素価格制度の実現可能性を調査 - 日中韓へ政策提言 -

日中韓の3カ国の炭素価格制度の実施可能性を、エネルギー消費の多い企業を対象とした研究調査をもとに議論したポリシー・ブリーフ「北東アジア3か国 (日本、中国、韓国) における炭素排出への価格付けの実現可能性」を発表しました。炭素価格の引き上げが省エネ技術の導入を加速させ、企業が一定水準の価格を受け入れることを明らかにし、各国への具体的な政策提言を示しています。

### 技術移転の関連プロセスへの情報発信

中小企業のエネルギー効率向上を目指すインド政府主導の知識共有プラットフォーム「SAMEEEKSHA」のメンバーとして、インド内外の企業、国際機関、研究機関と共に低炭素技術の移転と普及に係る課題の共有を図りました。また、北東アジアの環境協力強化を目指す日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）への貢献として、TEMM行動計画の進捗レビューを行ったほか、次期行動計画への推奨事項を提案しました。

### 主な出版物

- リサーチ・レポート：「Market-based Instruments for Improving Company Carbon Performance in Northeast Asia」
- ポリシー・ブリーフ：「北東アジア3か国（日本、中国、韓国）における炭素排出への価格付けの実現可能性」
- ワーキング・ペーパー：「Finance for the International Transfer of Climate Change Mitigation Technologies」
- 「An Analysis of Company Choice Preference to Carbon Tax Policy in China」(Journal of Cleaner Production)

## ◎ 北九州アーバンセンター

北九州アーバンセンターは、1999年にIGES北九州事務所として開設され、主に国連アジア太平洋経済社会委員会及び北九州市との協力プログラム「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」等の活動を行ってきました。2010年4月に北九州アーバンセンターと改称し、都市の抱える重要課題を中心に持続可能な都市の実現に向けた自治体の取り組みを促進するための研究を進めています。

### 低炭素かつレジリエントな都市構築のための政策研究

インドネシア・スラバヤ市の低炭素都市計画への支援として、エネルギー・

廃棄物分野において大幅なCO<sub>2</sub>排出削減が可能な事業を二国間クレジット制度（JCM）事業として立ち上げ、進捗を2014年12月の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第20回締約国会議のサイドイベントで報告しました。また、ベトナム・ハイフォン市やパラオにおいても低炭素都市計画の策定支援プロジェクトを行ったほか、低炭素都市計画をテーマとした能力強化研修をアジアの自治体職員対象に実施しました。

### 地域資源の活用に関する実践的な研究

マレーシアの食品廃棄物管理戦略計画やベトナムとケニア・ナイロビ市の3R政策策定支援を行ったほか、フィリピン、インドネシア等の固形廃棄物管理に関する政策研究を実施しました。また、有効なゴミ減量手法としてIGESがアジア諸国で展開しているコンポスト化をテーマに、地域の小中学生を対象としたサイエンス・スクールを九州工業大学と11月に開催しました。

### “環境的に持続可能な都市”に向けた連携

環境的に持続可能な都市（ESC）の推進を目指す第6回ESCハイレベルセミナーが2015年2月9日～10日にマレーシア・ジョホールバルで開催され、事務局としてプログラムの策定・運営を担いました。また、同セミナーの枠組みの下でIGESが実施している東南アジア諸国連合（ASEAN）ESCモデル都市プログラムは第2期を迎え、約20都市においてそれぞれの環境目標を達成するための取り組みが進められました。

2015年3月にアジア開発銀行（ADB）による「持続可能な開発と気候変動に関するアジア・リーダーシップ・プログラム」が日本で初めて開催され、3月4日の北九州セッションを北九州市と共同で開催しました。アジア太平洋諸国28カ国



アジア太平洋諸国28カ国の政策担当者が北九州市の環境政策を視察

から大臣級及び局部長級約70名が参加してグリーン成長を実践している北九州市の環境政策を学びました。

### 北九州市との地域連携

北九州市及び北九州国際技術協力協会 (KITA) と共にアジア低炭素化センターの運営を担い、アジア諸都市の環境対策や環境ビジネスに関する調査研究・情報発信を行いました。また、日本・アジア青少年サイエンス交流事業によるマレーシアの大学生受け入れや、地域の大学・高校での講義等も実施しました。

#### 廃棄物管理に関するワークショップを開催 - ミャンマー・マンダレー市 -

IGESと北九州市は、ミャンマー第二の都市・マンダレー市で廃棄物管理に関する市民・関係者向けワークショップを2014年11月11日～12日に開催しました。マンダレー市は、ASEAN ESCモデルプログラム対象都市であり、市職員がIGESの研修に参加するなど、協力関係を深めています。初の試みである市民向けワークショップには、地域住民やNGO、企業関係者等140名が出席し、北九州市の具体的な取り組みを事例に、マンダレー市が資源循環型都市となるための課題についてグループ討論を行いました。



資源循環型都市への課題について討論

### 主な出版物

- ポリシー・レポート「National City Awards as a Practical Approach to Encourage Local Government Initiatives for Sustainable Cities」
- 「Financial Sustainability of Modern Composting: The Economically Optimal Scale for Municipal Waste Composting Plant in Developing Asia」 (International Journal of Recycling of Organic Waste in Agriculture)

### ◎ バンコク地域センター

バンコク地域センターは、IGESの海外オフィスのひとつとして2011年にタイ・バンコクに設置以来、アジア太平洋地域におけるネットワーク・連携の拡充を図っています。同センターは、気候変動適応や環境セーフガード、持続可能な開発に関する地域ネットワークの事務局を務める傍ら、タイや近隣国における関係者とプロジェクトを運営しています。

### アジア太平洋適応ネットワーク

国連環境計画アジア太平洋事務所 (UNEP-ROAP) との連携の下、アジア太平洋地域資源センター (RRC.AP) とストックホルム環境研究所 (SEI) と共にアジア太平洋適応ネットワーク (APAN) の地域ハブを運営しました。APANが2014年10月にマレーシアで開催した第4回アジア太平洋気候変動適応フォーラムでは、気候変動に対してレジリエントなアジア太平洋の構築に向けた地域連携について議論を行いました。(http://www.asiapacificadapt.net/)

### アジア太平洋気候変動適応プロジェクト準備ファシリティ

米国国際開発庁 (USAID) による5カ年プロジェクト「アジア太平洋気候変動適応プロジェクト準備ファシリティ (Adapt Asia-Pacific)」のプロジェクト・パートナーとして、APANと連携しながら、知識管理プラットフォームを管理して関係者と様々な知見を共有しました。適応策にジェンダーの視点を加えるためのオンラインソースブックを公開したほか、2014年9月には第3回年次会合をカンボジアで開催しました。(http://www.adaptasiapacific.org/)

### アジア環境法遵守執行ネットワーク

アジアにおける効果的な環境法遵守・執行を推進する「アジア環境法遵守執行ネットワーク (AECEN)」の事務局として、新たに米国国際開発庁 (USAID) メコン環境パートナーシッププロジェクトへの参画を開始し、環境影響評価 (EIA) における住民参加に関するワークショップを2014年にバンコクで開催しました。また、経済協力開発機構 (OECD) やASEANからの専門家等を招聘して環境パフォーマンスアセスメントに関するワークショップを開催し、IGES プログラム・マネージメント・オフィスとの連携によりEIAプロジェクトを実施しました。(http://www.aecen.org/)

### アジア太平洋における持続可能な開発プランニングネットワーク

持続可能な開発分野の実践者のためのネットワーク「アジア太平洋における持続可能な開発プランニングネットワーク (SDplanNet-Asia & Pacific)」の事務局として、ウェブコンテンツの更新やニュースレターの発行、ワークショップの開催を通じて知見の共有を図り、実践者の能力向上に努めました。(http://www.sdplannet-ap.org/Pages/Home.aspx)

### IGES Evening Café

バンコクで活動する国際機関やパートナー機関の専門家と共にインフォーマルな雰囲気で見聞交換を行う「Evening Café」を2014年9月と12月に実施



IGES Evening Café

し、日本の都市を事例とした中小規模の都市ガバナンスや気候変動への適応におけるジェンダー問題について活発な議論を行いました。

### ◎北京事務所<日中協力プロジェクトオフィス>

北京事務所は、中国における研究活動をより機動的に実施する拠点として、中国環境保護部日中友好環境保全センター内に開設 (2006年) され、日中を基軸とした二国間及び多国間 (国際機関を含む) の協力によるさまざまな調査・研究等を展開しています。

#### 水環境保全分野における日中協力

「日中水環境パートナーシップ事業 (農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力事業)」の枠組みにおいて、山東省、四川省及び浙江省の農村地域で、アンモニア性窒素等の総量削減のためのモデル施設建設、試運転及びモニタリングを実施しました。2015年3月に環境省を通じて、完成した3つの施設をそれぞれの地元政府に引き渡しました。



2014年度に浙江省嘉興市の農村に建設した分散型生活排水処理モデル施設

#### 大気環境保全分野における日中協力

日本の10の地方自治体と中国の地方政府が連携して中国の大気汚染対策に取り組む「日中都市間連携協力」が開始され、IGESはこの協力実施のプラットフォーム機関として、セミナーの開催、訪日研修の実施及び専門家派遣等を通じて日中の地方政府間の連携協力・情報共有を促進しました。



2015年3月に武漢市で開催した日中大気汚染対策協力セミナー

## 中国における気候変動対応能力構築事業

低炭素社会の構築を含めた気候変動政策実施に関する人材育成の一環として、中国の中央・地方政府幹部等を対象に、低炭素発展をテーマとした研修を企画・実施しました。

## その他の協力活動等

日中両国政府が実施する環境分野における戦略的互恵関係確立のための共同調査研究活動に参加しました。

## 国内拠点の活動

### ● 国際生態学センター (JISE)

主に植物生態学の立場より持続・発展可能な社会の実現を目指し、地域から国際的な領域に至る生態系や生物多様性の回復・再生に向けた実践的な調査研究を行っています。また、森林再生や生態学に関する様々な研修や情報の収集・提供等の事業を推進しています。

2014年度は、海外研究では「熱帯雨林等の再生に関する研究」としてイオン財団などの助成を受け、ケニア、カンボジア、インドネシアにおいて植生調査、植樹の実践・指導を行いました。「アジア太平洋地域の潜在自然植生の研究」としてタイ雨緑林における群落環的研究を進め、「地域生態系の構造・動態・評価の研究」としてラオスにおいて森林劣化抑制のための植生並びに植物の利用に関する調査を行いました。2013年度にケニア及び近隣諸国で実施した広域の自然植生の調査結果を国際植生



伊豆神津島の海岸植生(10月)

学会(9月)、植生学会(10月)などで公表しました。

国内においてはトヨタ財団、新技術開発財団などの助成金により多彩な調査研究を展開しました。「生物多様性の保全に寄与する植生学研究」として伊豆半島及び伊豆諸島神津島の固有種群落の比較研究を行いました。「植生資源の評価と認知に関する研究」として植栽された「森の防波堤」の生長調査を実施し、事例の少ない太平洋側ブナ林の再生事業(神奈川県箱根)の成果について論文を公表しました。2011年から緊急課題として開始した「東日本大震災の復興に係る海岸防潮林再生のための調査研究」においては、「森の防波堤」の植栽の基盤である津波被災地の潜在自然植生及び遷移過程の調査を進め、成果は植生学会(10月)で公表しました。そのほか企業や自治体、NPOとの連携の下、秋田、静岡、愛媛、高知、埼玉、大分県など全国各地で森林再生事業及びその基盤となる調査研究を展開しました。以上の国内外の研究成果については各学会や研究雑誌「生態環境研究」などで公表したほか、フォーラム、ニュースレターなどを通じて市民向けの情報発信も進めています。

環境保全に資する人材育成事業として、一般市民を対象にした連続講座や野外での環境学習を催し、生態学研修では2013年度から再開した初級研修に加え、中級研修も実施しました。人材育成の成果として里山体験活動における野生植物の学習の役割に関し日本環境教育学会(8月)で発表しました。JISE市民環境フォーラム2015「市民視点の森林再生を考える」を2月に開催したほか、カンボジアでの植樹祭参加のツアー(8月)の主催など、活発な交流・普及啓発事業も展開しています。



カンボジアでの植樹祭(8月)

## 政府間プログラム・ネットワーク等との連携

### ● IPCC イベントリータスクフォース技術支援ユニット (TSU)

1999年にIGES内に設置されて以来、TSUは、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) のイベントリータスクフォース (TFI) の活動をサポートし、温室効果ガスの排出量及び吸収量の算出・報告手法に関わるガイドライン及び関連ツールを開発・発行・普及促進しています。TFIが実施する活動は、タスクフォースビューロー (TFB) によって監督されています。

2013年10月にジョージア・バトウーミで開催されたIPCC第37回総会において、TFIが作成した二つの方法論報告書が承認・受容されました。「2006年IPCCガイドラインについての2013年補足ガイダンス：湿地」及び「京都議定書の実施のための2013年改訂版補足方法論と良好指針」という方法論報告書です。これらの報告書は、2014年2月に電子版が公表されました<sup>1</sup>。2014年度に、TSUは、2014年6月に開催された国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 科学上及び技術上の助言に関する補助機関第40回会合や、2014年12月に開催されたUNFCCC第20回締約国会議などの様々な機会をとらえて、これらの報告書を普及する活動を行いました。また、TSUは、これらの報告書の印刷及び英語以外の5つの国連公用語への翻訳作業に関してIPCC事務局を支援しました。

1. <http://www.ipcc-nggip.iges.or.jp/public/index.html>

2014年度に、TSUは新たなプロジェクトを立ち上げました。このプロジェクトでは、国別温室効果ガスイベントリーのための2006年IPCCガイドライン以来、特定のカテゴリーやガスに関して方法論的アドバイスを精緻化または開発するために十分な科学的知見や利用可能



京都議定書の実施のための2013年改訂版補足方法論と良好指針



2006年IPCCガイドラインについての2013年補足ガイダンス：湿地

となったデータが蓄積されたかを評価し、どの分野もしくは問題を優先させるべきか特定します。このプロジェクトの第一ステップとして、TSUは2015年1月30日から2月27日にかけて、オンラインでのアンケート調査を行いました。

加えて、TSUはその他の活動として、イベントリー関連事項について検討する専門家会議の開催や、2006年IPCCガイドライン及びIPCCイベントリーソフトウェアを含む関連資料の配布・普及促進等の活動を通して、IPCCガイドラインのユーザーを支援してきました。IPCC排出係数データベース (EFDB) の改善作業は、データ収集及びEFDB編集委員会会合など専門家会議を開催し、継続しています。TSUが2014年度に開催した専門家会議は以下の通りです。

- 他分野への2006年IPCCガイドラインの適用に関する専門家会議 (2014年7月1日～3日、ブルガリア・ソフィア)
- TFI出版物の系統的評価に関する専門家会議 (2014年8月25日～27日、カナダ・オタワ)
- 第26回タスクフォースビューロー (TFB) 会議 (2014年8月28日～29日、カナダ・オタワ)
- EFDBとソフトウェアユーザーの意見を収集するための専門家会議 (2014年10月14日～16日、葉山)
- 第12回EFDB編集委員会会合 (2014年11月10日～12日、国際連合食糧農業機関 (FAO) 本部、イタリア・ローマ)
- 第9回EFDBデータ収集会議、農業・森林及びその他の土地利用 (AFOLU) 分野データに特化して (2014年11月11日～12日、FAO本部、イタリア・ローマ)
- 第10回EFDBデータ収集会議、気候変動に取り組む新たな活動に関する専門家会議と題して、農業と土地利用分野に関するIPCCイベントリーガイドラインとFAOデータの利用について議論するためにFAOと国際農業開発基金 (IFAD) と共同で開催 (2014年11月13日～14日、FAO本部、イタリア・ローマ)

- EFDBとソフトウェアユーザーの意見を収集するための専門家会議  
(2015年3月17日～19日、沖縄)

また、IPCC TFIの活動及び成果の広報・普及のため、TSUは公開シンポジウム「地球温暖化問題について考えよう!最新の科学と温室効果ガス排出量監視の取りくみ」を、琉球大学及びIGESと共催で、那覇にて2015年3月16日に開催しました。このシンポジウムは約40名の参加者を集め成功裏に終わりました。



IPCC公開シンポジウム(那覇)

TSUは、国連開発計画(UNDP)、国立環境研究所(NIES)、国際協力機構(JICA)、緩和とMRVに関する国際パートナーシップ、韓国の温室効果ガスインベントリー研究センター(GIR)等の他機関が実施しているインベントリー関連のキャパシティビルディングプログラムへ、技術知見とIPCC TFIが開発した資料を提供することによって貢献しています。加えて、TSUは、プレゼンテーションや基調講演を行う等、他の国際会議への貢献も行いました(2014年11月5日～7日にオランダ・アムステルダムで開催されたCO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスに関する国際シンポジウム第7回会合(NCGG7)等)。

また、TSUはインベントリーインターンプログラムを前年度に続いて実施しました。これにより、IPCCの温室効果ガスインベントリーのための計算手法を知り、インベントリー関連の応用研究を行うことを通してTSUの仕事に貢献す

る機会を、若手科学者に対して提供しました。2014年度には、2名のインターン生がこのプログラムを体験しました。

## ◎アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)は、アジア太平洋地域における地球変動に関する共同研究を通じて、地球変動研究への途上国からの参加を推進し、科学研究と政策決定との連携を強化することを目的とする政府間ネットワークです。事務局であるAPNセンターは、2004年4月にIGESに移管されました(APNの意思決定機関はAPN政府間会合(IGM)であり、第20回IGMは2015年3月にネパール・カトマンズで開催されました)。



第20回IGM参加のAPNメンバー及び事務局メンバー(ネパール・カトマンズ)

2014年度は、APNのコアプログラムである「地球変動研究公募型プログラム」及び「持続可能な開発のための途上国における科学的な能力開発・向上プログラム(CAPaBLE)」において採択されたプロジェクトに対して支援を行ったほか、テーマ型事業として「気候適応分野」及び「低炭素イニシアティブ分野」における研究及び人材育成プロジェクトに対して重点的に支援を行いました。APNの事業目的の柱である科学と政策の連携の推進に関しては、ブータン・ティンピーにおいて、政策担当者及び科学者が意見交換を行う「サイエンス＝ポリシー対話会議」を開催し、マスメディアを含めた南アジアの様々なステー



クホルダーの参加のもと、政策決定過程への科学研究による成果の反映のあり方や課題について議論がなされました。APNの支援団体のひとつである兵庫県とは、「アジア太平洋地域の大气汚染に関する専門家会議」を中国・広東省珠海市で共同開催しました。2015年度は、APN設立20周年にあたります。アジア太平洋地域における地球変動研究の発展のため、さらなる事業の推進を図ってまいります。



サイエンス=ポリシー対話会議の参加者(ブータン・ティンブー)

# 戦略オペレーション

## 概要

IGESでは、戦略研究の促進と研究成果のインパクト（影響力）形成を企図した「戦略オペレーション」を実施しています。プログラム・マネージメント・オフィス（PMO）がその中心を担い、IGES全体の研究戦略を立案するとともに、所内の研究活動を統合的に調整し、フラッグシッププロダクトの作成、ナレッジマネジメント、能力開発、研究成果クオリティ管理、アウトリーチ、ネットワーキング等の各戦略オペレーション機能を通じて効果的な戦略研究の実施を目指しています。

### フラッグシップ研究の推進

IGESでは、戦略的に重要な政策アジェンダに焦点を当てたフラッグシップ研究を全研究領域に係る形で実施しています。2015年には、東南アジア諸国連合（ASEAN）経済共同体の発足のほか、新たな気候変動枠組み、ミレニアム開発目標に代わる国際開発目標がそれぞれ合意されることから、2014年度には「持続可能な開発の視点からのアジア地域統合分析」、「気候変動」、「持続可能な開発目標（SDGs）」をテーマとした3つのフラッグシップ研究プロジェクトを展開し、ポリシー・ブリーフや討議ペーパー、レポート



フラッグシップ出版物からの主要メッセージを発表

等を通して活発化する国際交渉や議論に向けてIGESのメッセージを発信しました。

### ナレッジマネジメント

IGES全体の知識管理・活用を目指した環境整備を実施しました。具体的には、文献管理と知識アクセスのための新システム導入・職員研修の実施、職員専門データベースの構築、研究成果データベースの改善、長期的な知識管理ニーズの調査等、質の高い研究を支援する所内インフラを強化しました。

### 能力開発

アジア開発銀行（ADB）、国際協力機構（JICA）、タイ温室効果ガス管理機構（TGO）と連携しながら、対象とするステークホルダー向けの研修カリキュラム・コース教材の開発等を進めました。また、IGES職員の能力開発にも取り組み、管理能力の改善に向けた所内研修の実施や、若手職員の外部能力開発プログラムへの派遣等を行いました。

### 研究成果クオリティ管理

出版物の品質向上を目指して、執筆計画の段階から研究・執筆プロセス全体を通じて品質管理を行う「clean production」を実施したほか、公平かつ多様な視点からの所内・所外レビューを積極的に取り入れました。

### ネットワーキング

持続可能な開発に係わる研究活動を行う国内外の機関・ネットワークとの

協力を積極的に進め、IGESの研究成果を多様なステークホルダーとの連携を通じて発信しました。2014年7月には第6回持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム (ISAP2014) を横浜で開催し、専門家や企業、政府、自治体、国際機関、NGO 関係者等 900 名を超える参加の下、現在アジア太平洋地域が直面する喫緊の課題に対応し、低炭素で気候変動や災害に強い社会をどのように構築していくかについて議論を深めました。また、2014年度には横浜市や国連環境計画 (UNEP) 等と連携強化に向けた協定を締結したほか、インドでのネットワーク構築に向けて、2015年2月にIGES南アジアデスクをインド・エネルギー資源研究所 (TERI) 内に開設しました。



活発な意見交換が行われたISAP2014



## 低炭素社会の構築に向けた研究ネットワーク

IGESは、低炭素社会研究に関する国際イニシアティブである「低炭素社会国際研究ネットワーク (LCS-RNet)」ならびに「低炭素アジア研究ネットワーク (LoCARNet)」に参画するとともに、事務局として両ネットワークの運営を支援しています。LCS-RNetには政策立案に密接に関与する7カ国17研究機関が参画しており、研究コミュニティと政策担当者との対話を深め、低炭素社会に向かうための課題を議論・共有しています。2014年度は、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会ワークストリーム2に向けて、都市環境及び土地利用に関するインプットを提出しました。また、土地利用に関する適応策と緩和策の統合をテーマとした先行研究をフィリピンで実施しました。LoCARNetは、アジア地域の研究コミュニティ育成・強化に向けて、アジア諸国での政策対話や知識共有、能力構築プログラムを実施しました。また、両ネットワークはUNFCCC第20回締約国会議 (COP20) にてサイドイベントを開催し、ネットワークの成果や知見を発信しました。



アジア諸国間の知識共有を支援 (LoCARNet)

## 情報発信・アウトリーチ活動

IGESが分野横断的に展開している気候変動及び持続可能な開発目標 (SDGs) に関するフラッグシップ研究プロジェクトのウェブページをそれぞれ立ち上げ、研究成果や関連出版物、研究員によるコメンタリー、国際交渉・議論に対するIGESの提言をタイムリーに発信しました。ウェブサイトの更新情報を国内外約5,800名の購読者に対して毎月メールニュース「E-alert」で配信したほか、気候変動関連会議について、国際持続可能開発研究所 (IISD) との連携の下、IISDが発行するEarth Negotiations Bulletin (環境に関する主要な国際会議・国際交渉の進捗報告) を地球産業文化研究所と共同で翻訳し、ウェブサイト上で公開しました。

また、IGESでは、一般向けに気候変動問題の最新動向について分かり易く解説を行う公開セミナーを開催しており、「COP20結果速報と今後の展望～リマ会議は2015年合意への道筋をつけたか～」を2014年12月に東京で開催し



COP20の結果をいち早く報告

ました。COP20に参加したIGES研究員が会議結果をいち早く報告したほか、2020年以降の新枠組みに関する交渉、先進国と途上国における緩和・適応策や資金、技術といった主要な論点を中心に解説を行いました。また、

2015年1月に地球産業文化研究所と開催した「COP20報告シンポジウム」では、交渉に携わった4省庁の担当者による詳しい報告を行いました。

#### メディアを通じた情報発信

国内外の多様なメディアを通じて、IGESの活動や研究成果の情報発信を行いました。IGESが提案を行い2015年度税制改正大綱に盛り込まれた「緑の贈与」や、開発に携わった「日本版2050パスウェイ・カリキュレーター（2050低炭素ナビ）」、中国の環境対策等を中心に、TV・新聞・雑誌・ウェブニュース等に広く取り上げられました。

## 地域貢献事業

地域の方々を対象とした講演・各種イベントに積極的に参加し、IGESの研究活動によって得られた知見を織り交ぜながら地球環境問題について分かり易く解説を行いました。また、2014年度は神奈川県海外技術研修員をインターンとして受け入れたほか、IGES本部のある葉山町と横須賀市の中学校2校から職場体験学習の生徒を受け入れました。



湘南国際村アカデミア講演会



上:中学生職場体験  
左:アジアの学生訪問受け入れ

#### IGES研究員による主な講演

2014年 4月22日	ずしし環境会議講演会	IGES 葉山本部
2014年 7月10日	神奈川県環境学習リーダースキルアップ講座	神奈川県環境科学センター (神奈川県平塚市)
2014年 7月14日	神奈川県地球温暖化防止活動推進員研修	神奈川県庁 (神奈川県横浜市)
2014年 9月2日	国連大学グローバル・セミナー第30回 湘南セッション「地球環境と人間の安全保障」	湘南国際村センター (神奈川県葉山町)
2014年 9月6日	湘南国際村アカデミア講演会「地球温暖化と リスク～国際交渉最前線 IPCC最新報告」	IGES 葉山本部
2014年 10月25日	湘南国際村アカデミア講演会カフェ・インテグラル 「社会のなかの科学—研究者の責務」	湘南国際村センター (神奈川県葉山町)

#### 主なイベント参加・出展

2014年 5月3日	湘南国際村フェスティバル2014	湘南国際村センター (神奈川県葉山町)
2014年 5月31日～ 6月1日	地球環境イベント・アジェンダの日2014	日本大通り (神奈川県横浜市)



## 資料編

# 財務諸表 (2014年度)

## 貸借対照表(総括)

単位:千円

資 産	5,730,431	負 債	2,012,061
流動資産	2,525,093	流動負債	1,779,597
固定資産	3,205,338	固定負債	232,464
(基本財産)	(250,000)	<b>正味財産</b>	<b>3,718,369</b>
(特定資産)	(2,779,072)	指定正味財産	2,555,261
(その他固定資産)	(176,266)	一般正味財産	1,163,108

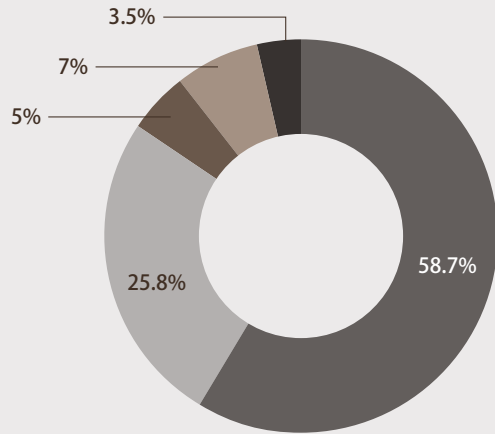
## 正味財産増減計算書(総括)

単位:千円

		公益目的事業会計				法人会計	FY2014 合計*2	FY2013 合計
		戦略研究事業*1	TSU/IPCC事業	APN事業	JISE事業			
<b>I 一般正味財産増減の部</b>								
経常増減	経常収益	2,718,715	175,288	313,210	74,542	282,986	3,543,016	3,338,249
	経常費用	2,527,261	177,941	320,339	74,542	282,986	3,361,344	3,289,684
経常外増減	経常外収益	0	0	0	0	0	0	491
	経常外費用	1,471	1,584	0	0	0	3,055	27,584
<b>II 指定正味財産増減の部</b>								
当期指定正味財産増減額		16,519	0	0	43,550	0	60,069	61,563
正味財産期末残高		1,004,656	155,824	177,029	2,351,303	29,557	3,718,369	3,477,746

\*1 IGESの研究活動及び研究成果の発信。\*2 内部取引(21,725千円)含む。

### 経常収益の内訳

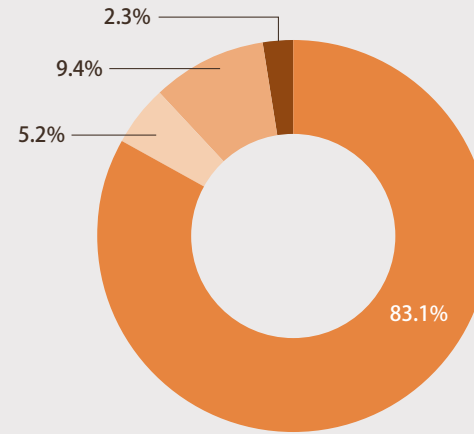


単位:千円

● 受託事業収益	2,080,365
● 環境省他拠出金* <sup>1</sup>	914,511
● 地方自治体補助金	177,790
● 地方自治体家賃負担金	248,009
● その他(運用益等)	122,340

**合計 3,543,015**

### 経常費用の内訳



単位:千円

● 戦略研究事業費* <sup>2</sup>	2,810,247
● IPCC/TSU事業費	177,940
● APN事業費	320,339
● JISE事業費	74,542
<内部取引>	▲ 21,725

**合計 3,361,343**

\*<sup>1</sup> IPBES-TSU事業拠出金を含む。 \*<sup>2</sup> 法人会計を含む。

# 財団概要

## 設立経緯

- 1995年1月 「21世紀地球環境懇話会」(内閣総理大臣の私的諮問機関)の報告書『新しい文明の創造に向けて』の中で、地球環境戦略研究機関の設立が提案される。
- 1996年4月 「総合的な環境研究・教育の推進体制に関する懇話会」(環境庁)において「地球環境戦略研究機関のあり方」について最終報告がまとまる。
- 1998年3月 財団法人地球環境戦略研究機関発足
- 2012年4月 公益財団法人に移行

## 人員構成 2015年3月31日現在

		短期雇用	外国籍
研究職員	戦略研究プロジェクト	90	40
	戦略研究以外の公益目的事業	16	7
事務職員	管理業務	30	3
	研究支援	36	4
	戦略研究以外の公益目的事業	9	0
計		181	54

※短期雇用職員及び外国籍職員の数は内数

### ● 本部

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11  
Tel:046-855-3700 Fax:046-855-3709  
E-mail:iges@iges.or.jp URL:http://www.iges.or.jp/

### ● 東京事務所

〒105-0003 東京都港区西新橋1-14-2 新橋SYビル4F  
Tel:03-3595-1081 Fax:03-3595-1084

### ● 関西研究センター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター東館5F  
Tel:078-262-6634 Fax:078-262-6635

### ● 北九州アーバンセンター

〒805-0062 福岡県北九州市八幡東区平野1-1-1 国際村交流センター3F  
Tel:093-681-1563 Fax:093-681-1564

### ● 北京事務所

100029 中華人民共和国北京市朝陽区育慧南路1号  
中日友好環境保護中心11階1114号室(IGES中日合作項目弁公室)  
E-mail:beijing-office@iges.or.jp

### ● バンコク地域センター

604 SG Tower 6F, 161/1 Soi Mahadlek Luang 3, Rajdamri Road, Patumwan, Bangkok, 10330, Thailand Tel:+66-2-651-8794, 8795, 8797, 8799 Fax:+66-2-651-8798

### ● IPCCインベントリータスクフォース技術支援ユニット(TSU)

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11  
Tel:046-855-3750 Fax:046-855-3808

### ● アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)センター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター東館4F  
Tel:078-230-8017 Fax:078-230-8018

### ● 国際生態学センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-14-27 新横浜第一ビルディング3F  
Tel:045-548-6270 Fax:045-472-8810

## 評議員

- 幸田 シャーミン ジャーナリスト
- 西岡 秀三 前独立行政法人国立環境研究所理事
- 岡田 康彦 弁護士法人北浜法律事務所東京事務所代表社員(元環境事務次官)
- トングロイ・オンチャン メコン環境資源研究所シニア・アドバイザー
- 末吉 竹二郎 国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問
- アブドゥル・ハミド・ザクリ マレーシア首相科学顧問

## 理事

- ウィリアム・グランビル 国際持続可能開発研究所(IISD)前副所長
- 浜中 裕徳(常勤) 公益財団法人地球環境戦略研究機関理事長(元環境省地球環境審議官)
- 河野 博子 株式会社読売新聞東京本社編集委員
- 森 秀行(常勤) 公益財団法人地球環境戦略研究機関所長(元環境庁企画調整局地球環境部環境保全対策課研究調査室長)
- 新美 育文 明治大学法学部教授
- 庄子 幹雄 マサチューセッツ工科大学客員教授
- 武内 和彦 東京大学サステナビリティ学連携研究機構(IR3S)機構長・教授

## 監事

- 長谷川 健 弁護士
- 高野 堅 株式会社横浜銀行営業統括部公務金融渉外部長

## 顧問

- 海部 俊樹 元内閣総理大臣、地球環境行動会議顧問



川口順子	前参議院議員、元外務大臣、元環境大臣
小宮山宏	株式会社三菱総合研究所理事長、国立大学法人東京大学総長顧問
村山富市	元内閣総理大臣、地球環境行動会議顧問
ラジェンドラ・K・パチャウリ	エネルギー資源研究所所長
曲格平	中国環境保護基金会理事長
エミル・サリム	インドネシア大統領公使、元インドネシア環境大臣
シュテファン・シュミットハイニ	持続可能な開発のための世界経済人会議名誉会長
アヒム・シュタイナー	国連環境計画事務局長
モーリス・ストロング	アースカウンシル名誉会長
M.S.・スワミナサン	スワミナサン研究財団名誉会長・チーフメンター、ユネスコ・エコテクノロジー議長
梅原猛	国際日本文化研究センター顧問

## 参 与

赤尾信敏	元在タイ日本国大使
ルーカス・アスンサン	国連貿易開発会議 (UNCTAD) 貿易・環境・持続可能な開発部門ヘッド
伴次雄	一般社団法人全国森林レクリエーション協会理事長
畚野信義	株式会社国際電気通信基礎技術研究所相談役
福川伸次	一般財団法人地球産業文化研究所顧問
平石尹彦	気候変動に関する政府間パネル (IPCC) インベントリープログラム共同議長
廣野良吉	成蹊大学名誉教授
ネイ・トゥーン	ニューヨーク州立大学ストーニブルック校教授
石坂匡身	一般財団法人大蔵財務協会理事長
鄭會声 (ジョン・フェイソン)	韓国環境政策管理学会名誉会長
小林悦夫	公益財団法人ひょうご環境創造協会顧問
大場智満	公益財団法人国際金融情報センター前理事長
岡島成行	公益社団法人日本環境教育フォーラム理事長
佐々木正峰	公益財団法人文化財建造物保存技術協会理事長
モンチップ・スリタタ・タブカノン	タイ上院議会天然資源・環境委員会シニアアドバイザー
ピーター・ウッズ	前オーストラリア政府環境・水・遺産・芸術省首席広報官 (姓によるアルファベット順、2015年3月現在)

## IGES設立憲章署名機関一覧

合 計 48機関 (アルファベット順)

### 【行政機関】16機関

オーストラリア連邦	環境・水資源・国家遺産・芸術省
カンボジア王国	環境省
カナダ	環境省
中華人民共和国	環境保護部
インド	環境・森林省
インドネシア共和国	環境省

日本国	環境省
大韓民国	環境省
ラオス人民民主共和国	水資源・環境庁
マレーシア	天然資源環境省
モンゴル国	自然・環境省
ネパール連邦民主共和国	環境・科学・技術省
ニュージーランド	環境省
フィリピン共和国	環境・天然資源省
タイ王国	天然資源・環境省
ベトナム社会主義共和国	天然資源環境省

### 【国際機関】6機関

国際熱帯木材機関 (ITTO)
国連環境計画 (UNEP)
国連地域開発センター (UNCRD)
国連訓練調査研修所 (UNITAR)
国連大学サステイナビリティ高等研究所 (UNU/IAS)
国連アジア太平洋経済社会委員会 (UNESCAP)

### 【研究機関】26機関

アジア太平洋環境法センター (シンガポール)
国際環境法センター (米国)
アース・カウンシル研究所 (コスタリカ)
一般財団法人地球産業文化研究所 (日本)
インディラ・ガンディー開発研究所 (インド)
サセックス大学開発学研究所 (英国)
東南アジア研究所 (シンガポール)
マレーシア国際戦略研究所 (マレーシア)
国際環境アカデミー (スイス)
ワイカト大学国際地球変動研究所 (ニュージーランド)
国際環境開発研究所 (英国)
国際持続可能開発研究所 (カナダ)
国際応用システム分析研究所 (オーストリア)
韓国エネルギー経済研究所 (韓国)
韓国環境政策・評価研究院 (韓国)
国立環境研究所 (日本)
ポツダム気候変動研究所 (ドイツ)
日中友好環境保全センター (中国)
ストックホルム環境研究所 (スウェーデン)
エネルギー資源研究所 (インド)
タイ開発研究財団 (タイ)
タイ環境研究所 (タイ)
世界資源研究所 (米国)
フィンランドVTT技術センター (フィンランド)
ワールドウォッチ研究所 (米国)
ヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所 (ドイツ)

# 公益財団法人 地球環境戦略研究機関定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人地球環境戦略研究機関(以下「本機関」という。)と称する。  
(事務所)

第2条 本機関は、主たる事務所を神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11に置く。  
2 本機関は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本機関は、「地球環境戦略研究機関設立憲章」の趣旨を踏まえ、新たな地球文明のパラダイムの構築を目指して、持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究(以下「戦略研究」という。)を行い、その成果を様々な主体の政策決定に具現化し、地球規模、特にアジア・太平洋地域の持続可能な開発の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本機関は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 統合的戦略研究計画に基づく事業

(2) その他本機関の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業を推進するため、以下の活動を行う。

(1) 戦略研究を実施すること(国際機関、国・地方の政府、研究機関、企業及びNGO等(以下「他の機関」という。))との間の共同研究を含む。)

(2) 他の機関からの要請により、戦略研究を実施し、必要に応じて当該機関に対し、持続可能な開発に関する戦略策定への情報提供、勧告等を行うこと。

(3) 国際会議、セミナー等を実施すること(他の機関との共催を含む。)

(4) 各種の政策決定及び意思決定を行う会議に参加するなどにより戦略研究の成果を提案すること。

(5) 戦略づくりに関し研修コースの実施、研修員の受入等により研修を行うこと。

(6) 持続可能な開発に関する情報を収集し、整理し、提供すること。

(7) その他本機関の目的を達成するために必要な事業を実施すること。

3 第1項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(使用言語)

第5条 本機関の使用言語は、英語及び日本語とする。

## 第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 本機関の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(以下「公益法人への移行の日」という。)の前に財産目録に記載された財産

(2) 公益法人への移行の日以後に企業及び個人等から寄付された財産

(3) 日本をはじめとする各国の政府及び地方公共団体からの任意拠出金

(4) 政府、地方公共団体及び公益法人等からの助成金

(5) 財産から生じる収入

(6) 会費収入

(7) 事業に伴う収入

(8) その他の収入

(財産の種類別)

第7条 本機関の財産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 公益法人への移行の日の前に基本財産と指定されて寄付された財産

(2) 公益法人への移行の日以後に基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 公益法人への移行の日以後に理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第8条 本機関の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署への定期貯金若しくは銀行等への定期預金、信託銀行への信託又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分制限)

第9条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本機関の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数の議決を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(戦略研究基金)

第10条 本機関の業務の円滑な運営に資するために戦略研究基金を置くこととし、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 公益法人移行の日の前に戦略研究基金とすることを指定して寄付され、又は交付された財産

(2) 公益法人への移行の日以後に戦略研究基金とすることを指定して寄付され、又は交付された財産

(3) 公益法人への移行の日以後に理事会で戦略研究基金とすることを決議した財産

2 戦略研究基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本機関の業務上やむを得ない理由があるときは、理事会において特別利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数の議決を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第11条 本機関の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算等)

第12条 本機関の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会の決議を経た上で、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の承認を受けた書類については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(暫定予算)

第13条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。  
(事業報告及び決算)

第14条 本機関の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書として作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経た上で、定時評議員会において承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本機関の決算に剰金があるときは、理事会の決議を経て、その全部若しくは一部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第15条 本機関が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において特別利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数の議決を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第16条 第9条ただし書、第10条第2項ただし書及び前条の規定に該当する場合、並びに予算に定めるものを除き、本機関が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

(事業年度)

第17条 本機関の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(公益目的取得財産残額の算定)

第18条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第56条第1項第9号の書類に記載するものとする。

### 第3章 評議員及び評議員会

(評議員)

第19条 本機関に、評議員4人以上8人以内を置く。

2 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)(以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

3 法人法第173条第1項に規定する欠格事由に該当する者は、評議員となることはできない。

4 評議員は、本機関の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

5 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

6 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

第20条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第21条 評議員に対して、1事業年度の総額が150万円を越えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第22条 本機関は、法人法第198条で準用する同法第112条の規定により、評議員(評議員であつたものを含む。)の損害賠償責任を総評議員の同意により免除することができる。

(構成)

第23条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第24条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1)統合的戦略研究計画の承認

(2)評議員、理事及び監事の選任又は解任

(3)理事及び監事に対する報酬等の額

(4)評議員、理事及び監事に対する報酬等の支給基準

(5)事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認

(6)事業報告書及び計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書の承認

(7)定款の変更

(8)事業の全部又は一部譲渡

(9)残余財産の帰属の決定

(10)合併の承認

(11)その他評議員会で決議するものとして法令及びこの定款に別に定められた事項

(開催)

第25条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時

評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第26条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第27条 評議員会の議長は、評議員会において出席評議員の中から互選する。

(定足数)

第28条 評議員会は、評議員現在員数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第29条 評議員会の決議は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第30条 理事長が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第31条 理事長が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第32条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員の中から選任された議事録署名人名人2人以上が、署名し、又は記名押印をしなければならない。

(その他)

第33条 本章に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、評議員会で定める。

## 第4章 役員

(種類及び定数)

第34条 本機関に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1人を理事長とする。

3 理事のうち1人を副理事長とすることができる。

4 理事のうち1人を所長とする。

5 理事のうち1人を副所長とすることができる。

6 理事のうち1人を専務理事とすることができる。

7 第2項の理事長は法人法上の代表理事とし、第3項から第6項及び理事会で別に定める理事は法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第35条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、副理事長、所長、副所長、専務理事及び前条第7項において理事会で別に定める理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、本機関の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。)である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、法令の定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第36条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事は、本機関に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

3 理事は、法人法第84条の規定に基づき競業及び利益相反取引につき重要な事実を理事会に開示し、その承認を受けなければならない。

4 理事長は、本機関を代表し、その業務を執行する。

5 副理事長は、理事長を補佐する。

6 所長は、第52条に定めるところにより、戦略研究及び研修等に関する業務を執行する。

7 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代行する。

8 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、その意を受けて、所長が行う業務以外の業務を執行する。

9 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本機関の業務を分担し執行する。

10 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第37条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

5 監事は、第3項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

6 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。

7 監事は、理事が本機関の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本機関に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第38条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第34条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事として

の権利義務を有する。

(解任)

第39条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、評議員会において決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第40条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第41条 本機関は、法人法第198条で準用する同法第112条の規定により、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)の損害賠償責任を総評議員の同意により免除することができる。

- 2 本機関は、法人法第198条で準用する同法第113条の規定により、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において評議員会の決議によって免除することができる。
- 3 本機関は、法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。
- 4 本機関は、法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事(本機関の理事であって代表理事、業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、過去においても本機関の代表理事、業務執行理事又は使用人となったことのない者をいう。)又は外部監事(本機関の監事であって過去に本機関の理事又は使用人となったことのない者をいう。)との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

## 第5章 理事会

(構成)

第42条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第43条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本機関の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第44条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第37条第5項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第45条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前項にかかわらず、法人法第197条で準用する法人法第93条第3項及び第101条第3項

に該当する場合には、理事会の招集を請求した理事又は監事は自ら理事会を招集することができる。

- 4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第46条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席理事の中から互選する。

(定足数)

第47条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第48条 理事会の決議は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはその限りではない。

(理事会への報告の省略)

第49条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、法人法第197条において準用する第91条第2項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事が議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第51条 本機関に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、本機関の運営上根幹に関わる事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるとともに、所長に対しても助言することができる。
- 4 参与は、本機関の業務上重要な事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるとともに、所長に対しても助言することができる。
- 5 顧問及び参与の任期は、それぞれ4年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第7章 研究体制

(所長の業務)

第52条 所長は、理事会の意を受けて次に掲げる業務を行う。

- (1) 第4条第1項第1号に規定する統合的戦略研究計画の決定及び進行管理
- (2) 戦略研究及び研修に関する年次報告書の作成並びに理事会及び評議員会に対する報告
- (3) 第53条第1項に規定する研究員等の任命
- (4) 戦略研究及び研修に関し必要な事項の決定
- (5) 戦略研究及び研修に関する業務の統括

(研究員等)

- 第53条 本機関に、上席研究員、主任研究員、研究員、客員研究員及びその他研究に関わる職員を置く。
- 2 客員研究員とは、他の機関に所属する者であって、本機関の実施する戦略研究に従事する者をいう。
  - 3 上席研究員、主任研究員、研究員及び客員研究員は、所長が任命する。
  - 4 研究員及びその他研究に関わる職員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、所長が定める。

(研修員)

- 第54条 本機関は、本機関に属する者以外の者を研修員として戦略研究に参加させることができる。
- 2 研修員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、所長が定める。

## 第8章 事務局

(設置等)

- 第55条 本機関の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。
  - 4 職員は、理事長が任免する。ただし、研究に関わる職員については、所長の意見を踏まえるものとする。
  - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

- 第56条 事務所には、常に次の書類及び帳簿を備えておかなければならない。
- (1) 定款
  - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
  - (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 理事会及び評議員会の議事録等
  - (5) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの付属明細書(監査報告含む)
  - (6) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
  - (7) 財産目録、キャッシュ・フロー計算書
  - (8) 役員等の報酬規程
  - (9) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する重要なものを記載した書類
  - (10) その他法令で定める書類及び帳簿

## 第9章 会員

(会員)

- 第57条 本機関の目的及び事業に賛同する個人又は団体は、理事長が理事会の決議を経て別に定めるところに従い、本機関の会員となることができる。
- 2 会員は、本機関の事業に参加できるとともに、戦略研究の成果等についての情報提供を受けることができる。
  - 3 会員は、第1項の定めに従い、別に定める会費を納めるものとする。

## 第10章 定款等の変更及び解散

(定款等の変更)

- 第58条 この定款は、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の多数の議決によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第19条第2項及び第5項についても適用する。

- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)(以下「認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 認定法第13条第1項第1号から4号に掲げる変更を行った場合は、遅滞なく、行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第59条 本機関は、基本財産の滅失による本機関の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第60条 本機関が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の多数の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第61条 本機関が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の多数の議決を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第62条 本機関の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第12章 補則

(委任)

- 第63条 この定款に定めるもののほか、本機関の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

## 附 則

- 1 この定款は、整備法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記(以下「移行登記」という。)を行ったときは、第17条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 特例民法法人の理事の任期は、財団法人地球環境戦略研究機関寄附行為第22条の規定にかかわらず移行登記の時をもって満了する。
- 4 この法人の設立登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。  
理事:ウイリアム・グランビル 浜中裕徳 森秀行 新美育文 庄子幹雄 武内和彦  
監事:長谷川健 近藤誠一
- 5 この法人の最初の代表理事は浜中裕徳、業務執行理事は森秀行とする。
- 6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
キース・ベザンソン 幸田シャーマン 西岡秀三 岡田康彦  
トングロイ・オンチャン 末吉竹二郎 アブドゥル・ハミド・ザクリ

**IGES**

**IGES 2014年度 年報**

公益財団法人 地球環境戦略研究機関

© 2015 Institute for Global Environmental Strategies. All rights reserved.



**r100**

本文に古紙配合率100%再生紙を使用しています



## 公益財団法人 地球環境戦略研究機関

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11  
Tel: 046-855-3700 Fax: 046-855-3709  
E-mail: iges@iges.or.jp URL: <http://www.iges.or.jp/>

### 東京事務所

〒105-0003 東京都港区西新橋1-14-2 新橋SYビル4F  
Tel: 03-3595-1081 Fax: 03-3595-1084

### 関西研究センター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター東館5F  
Tel: 078-262-6634 Fax: 078-262-6635

### 北九州アーバンセンター

〒805-0062 福岡県北九州市八幡東区平野1-1-1 国際村交流センター3F  
Tel: 093-681-1563 Fax: 093-681-1564

### 北京事務所

100029 中華人民共和国北京市朝陽区育慧南路1号  
中日友好環境保護中心11階1114号室 (IGES中日合作項目弁公室)  
E-mail: [beijing-office@iges.or.jp](mailto:beijing-office@iges.or.jp)

### バンコク地域センター

604 SG Tower 6F, 161/1 Soi Mahadlek Luang 3, Rajdamri Road,  
Patumwan, Bangkok, 10330, Thailand  
Tel: +66-2-651-8794, 8795, 8797, 8799 Fax: +66-2-651-8798

### IPCCインベントリータスクフォース技術支援ユニット (TSU)

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11  
Tel: 046-855-3750 Fax: 046-855-3808

### アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN) センター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター東館4F  
Tel: 078-230-8017 Fax: 078-230-8018

### 国際生態学センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-14-27 新横浜第一ビルディング3F  
Tel: 045-548-6270 Fax: 045-472-8810